

法人役員責任の追及と監督委員

佐藤 鉄 男

- I はじめに
- II 否認権と役員責任追及をめぐる法律関係
- III ドイツの自己管理における否認権と責任追及
- IV 監督委員による役員責任追及権限の付与とその展開
- V 特命係監督委員
- VI 終わりに

I はじめに

中小企業が利用しやすい再建型の倒産手続というスタンスで立法された再生手続では、全面的な管理処分権を掌握する手続機関の選任は例外的なものとなれ（民再64条1項）、債務者が手続開始後も管理処分権を維持することが基本となる（民再38条1項）。アメリカの連邦倒産法第11章における扱いの慣用表現を借りて、これをD.I.P. (Debtor in possession) 方式と呼んでいるが、実務においては、再生債務者に管理処分権を残しつつ、これに監督委員を付ける運用が広く定着している（民再54条1項）。その狙いは、名称が示すとおり、再生債務者の監視役ということにあるので、破産管財人の如く手続の中心的存在となることは想定されていない。

そんな監督委員であるが、例外的に特命を帯び再生事件に踏み込んで行くことがないわけではない。それが監督委員に否認権行使権限が付与される場合である（民再56条1項）。すなわち、破産や更生の管財人であれば管理処分権の一環として当然に伴っているものであるが、再生手続における監督委員については、当然の権限ではなく「利害関係人の申立てにより又は職権で」「特定の行為について否認権を行使する権限」が裁判所によって付与される場合がある

という扱いなのである¹⁾。権限が付与された限りでは、必要な範囲内で金銭の収支その他の財産の管理及び処分ができるが(民再56条2項)、その権限は特定行為の否認権行使に限定されたものであるため、民事再生法では、否認訴訟について特殊な訴訟参加の規律が用意されることになった(民再138条)。

債務者サイドの過去の行為に切り込みひいては責任財産の増殖に資するという点で否認権と共通するのが法人たる再生債務者の役員の責任追及である。すなわち、再生債務者の取締役や理事等の行動に問題があり損害賠償責任があるという場合(会社423条、一般社団財団111条)であるが、倒産法ではその責任追及について、保全処分、査定手続、査定の裁判に対する異議の訴え、といった一連の手続規定が用意されている(民再142条以下)²⁾。再生手続でも管財人が選任されていれば、管財人がこれを使って役員の責任追及に乗り出すことになるわけだが、管財人の選任は例外扱いである。では、D.I.P.方式の場合に誰がこの責任追及手続を担うかであるが、否認権とは異なる扱いがされている。すなわち、否認権においては、管理処分権が温存される再生債務者自身が否認権を行使するアイデアについては、自らが関係した行為を否認するということへの違和感から採用されず、監督委員の特別権限という方式が採用されたのであるが、役員の責任追及では監督委員は登場しない。役員の責任追及では、「再生債務者等の申立てにより又は職権で」(民再143条1項)なされる可能性のほか、再生債権者もこれができることとされた(民再143条2項)。

民事再生法に現れた否認権と役員の責任追及におけるこうした違いは、興味深いものであるが、それが制度として絶対的な構成であるわけではないことを示唆しているとも言える。私は、既に再生債権者による役員責任の査定申立て等の権限について検討を行ったことがあるが³⁾、本稿はその続編の位置づけで、これを監督委員の権限とすることの可能性を探るものである。

-
- 1) 再生手続において管財人が選任される場合(民再64条1項)においては否認権行使は管財人の当然の権限となっているし(民再135条)、そういう事案であるがゆえに、D.I.P.方式ではなく管財人が選任されているということも言える。
 - 2) 本稿は、監督委員という再生手続特有の機関について述べるものであるので、倒産法としては基本的に民事再生法の規定を挙げることになるが、法人の役員の責任追及手続に関しては、破産、更生、特別清算を含め倒産4法で共通性が高い。
 - 3) 佐藤鉄男「再生債権者の役員責任査定申立権の不思議——役員の責任追及と債権者の関係」NBL1141号(2019年)41頁。

II 否認権と役員責任追及をめぐる法律関係

否認権も役員の実責任追及も債務者サイドの倒産手続開始前の行動を問題とするものであるから、その行動の影響を受けているのは主として債権者ということになる。再生手続等の倒産手続に入っていない段階であれば、債権者は自らそうした債務者サイドの問題行動に対処する術もある。ところが、倒産手続が開始されると、債権者は個別的な権利行使は禁じられ、集団的な規律に服させられる。否認対象行為や役員責任が問われる行為があった場合にも、管財人が選任される倒産手続では、管財人が職務の一環として中立・公平の立場からその種の行為に迫ることに委ねられているというわけである。とりわけ、管理処分権を掌握する管財人のいる事件ではこの事はわりとわかりやすい構図に映るが、D.I.P.方式の再生事件における扱いも視野に入れて眺めた場合、それほど単純な話でもないことに気づかされる。否認権、役員責任追及で分けて確認することから始めたい。

1 否認権と詐害行為取消権の関係

否認権について考える際には、倒産手続が始まる前においてはほぼ同様の問題を扱う制度として存在する詐害行為取消権との関係を明確にする必要がある。すなわち、ともに債務者の行った詐害行為や偏頗行為を事後的に否定しようという強面な制度であるのだが、両制度の絶妙な関係性が、再生手続における監督委員による否認権行使という独自のあり方を導いたとも言えるからである。

まず、詐害行為取消権と否認権は、ルーツを同じくし、基本的な目的も違わないとされる。それが前提となり、両制度は、片や（倒産手続にないという意味で）平時、片や（倒産手続が開始された）非常時、という具合に使用場面を完全に異にしたものであり、したがって、行使権者も違い、両者は同時並存することのないものであるという扱いが導かれている。順に明文規定等でこれを確認しておくと、行使権者は、詐害行為取消権では債権者であるのに対し（民424条1項）、否認権では監督委員又は管財人（民再135条1項）という具合に異なり、同時並存を否定する方向性については訴訟の行方で示されている。具体的には、倒産手続開始による取消訴訟の帰趨、倒産手続の終了による否認訴訟の帰趨、から読み取れる。まず、取消訴訟は債権者が原告で受益者又は転得者が

被告として展開される扱いであるが(民424条の7第1項)、訴訟告知はされるが訴外にすぎない債務者に倒産手続が開始された場合、訴訟は中断するものとされ(民再40条の2第1項)、基本的な理解として、否認訴訟として受継されることが想定されている(民再140条)。そして、受継され否認訴訟に切り替わった訴訟は、(未決着で訴訟係属中であれば)倒産手続の終了によって再び中断し、債権者に受継される(民再40条の2第4項5項)⁴⁾。ここまでは明文規定で明らかにされているが、倒産手続が開始されてからの詐害行為取消権の行使の可否については、特に明文がないものの、否定に解する裁判例が知られており⁵⁾、それほど異論は唱えられていない。

詐害行為取消権と関連させつつも、否認権は倒産手続に特有のもので、基本的には管理処分権を掌握する手続機関である管財人の権限の一環という位置づけが根付いていたと理解しうる⁶⁾。そのため、民事再生法の立法過程では、再生手続にも否認権制度を導入する際に、行使権者をどうするかが当然議論の対象となった。つまり、管理命令が発せられ管財人が行使する分には馴染んできた形なので問題はないのだが、D.I.P.方式を原則とする中で否認権を誰に行使させるか、幾つかの可能性が比較検討された。すなわち、①再生債務者、②再生債権者、③監督委員、の3種の案から第3の監督委員が採用されたものである。第1の再生債務者本人という案は、確かに再生手続では再生債務者は公平誠実義務を課された(民再38条2項)手続機関の位置づけではあるものの、手続開始前に自分のした行為を否認することへの抵抗感から採用には至らなかった。第2の再生債権者という案は、否認権が詐害行為取消権と連続性をもった制度であるとともに否認権の実質的受益者が債権者である点に着目したもので

4) 破産手続の終了と否認訴訟の行方を中心に否認権の制度設計について根本的な問題点の指摘をするものとして、園尾隆司「否認の手続と否認訴訟——現在の制度設計の問題点と将来の制度設計について」才口千晴先生喜寿『倒産法の実践』(有斐閣、2016年)329頁。

5) 東京地判平成19・3・26判時1967号105頁、東京高判平成22・12・22判タ1348号243頁。これらについては、佐藤鉄男「倒産手続と詐害行為取消権——否認権との並存可能性」関西法律特許事務所開設55周年記念論文集『民事特別法の諸問題 第6巻』(第一法規、2020年)796頁で取り上げている。

6) これは、旧倒産法の下にあって、否認権が破産法、会社更生法上の制度として管財人によって行使されてきたことによる。旧倒産法下においてD.I.P.方式であった和議手続にも否認制度があったが、破産法や会社更生法のそれとは趣旨を異にし(和議33条)、開始申立て以降になされた債務者の有害行為について債権者が否認しうるものであった。

ある。しかし、債権者の中に否認権行使の適任者が見出せるとは限らないこと等からやはり採用されなかった。そこで、第3の監督委員を否認権の行使権者とする案が浮上し採用された。どのようなものになるかは次で確認することとしよう。

2 監督委員による否認権行使と訴訟関係

民事再生法が採用した、監督委員が否認権を行使するという方式は、いろいろな意味で異彩を放つものと言える。これについては、既に優れた論考があるので、ここでは簡単に述べるに止めておきたい⁷⁾。

まず、監督委員による否認権行使は、監督委員の職務権限に当然に含まれたものではなく、アドホックな特命事項とされた。すなわち、特定の行為にターゲットを絞り、否認権行使の権限が付与されるという仕組みである（民再56条1項）。したがって、監督委員として事件に接していても、自己の判断で否認権の行使ができるわけではなく、あくまで裁判所が、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別に権限を付与する扱いになっている。もちろん、監督委員が否認対象行為に気づき裁判所に権限付与の発動を促すことが禁じられているわけではないと思われる。

学説の関心を呼んでいるのが、監督委員が否認権を行使する権限を付与されてからの問題である。というのも、否認権行使の特命を帯びたとしても、管財人と異なり、監督委員には包括的な管理処分権はなく、否認権行使に必要な範囲内の権限にとどまるので（民再56条2項）、実体的にも手続的にも、特殊な地位で否認権を行使することになるからである。それゆえに独特な状態が生まれることになる。

第1に、監督委員は、訴え又は否認の請求で否認権を行使できるが（民再135条1項）、抗弁によっては行使できない（同3項）。そもそも監督委員は、その立場上、再生債務者の財産に関する訴訟の被告となることがないためである。否認権行使の特命を帯びる場合は、その範囲内で管理処分権があり自己の

7) 徳田和幸「民事再生法上の監督委員と否認権限の付与」櫻井孝一先生古稀『倒産法学の軌跡と展望』（成文堂、2001年）335頁、山本克己「民事再生法上の否認権者と訴訟手続」福永有利先生古稀『企業紛争と民事手続法理論』（商事法務、2005年）、松下淳一「再生手続における監督委員の否認権行使について」新堂幸司＝山本和彦編『民事手続法と商事法務』（商事法務、2006年）175頁。

名で否認権を行使するものであり、それは法定訴訟担当になると理解されている⁸⁾。

第2に、監督委員の否認権行使について現れる訴訟参加という点である。これには2つのパターンがある。すなわち、①監督委員が訴訟参加する場合と、②再生債務者が訴訟参加する場合、である。前者は、再生債務者と誰かの間に既に訴訟が係属している状態を前提に、そこに否認原因がある場合に、監督委員が当事者として参加して否認権を行使する場合である(民再138条1項)。それによって、再生債務者、相手方、監督委員の3者間で訴訟の対象となっている法律関係につき一挙に解決すべく、必要的共同訴訟の規律が準用されている(民再138条4項)。これに対し、後者は、先に監督委員が当事者として否認訴訟を提起している場合に、再生債務者が固有の請求をして参加するものである(民再138条2項)。監督委員が当該訴訟で主張しうるのは否認権に関するものに限られるところ、それ以外の点については再生債務者がなお権限をもっているので、前者の場合と同様に3者間で一挙的に解決を目指すものである。この場合、相手方も再生債務者を被告とする訴えを併合提起することができる(民再138条3項)。前者のパターンでも後者のパターンでも監督委員による否認権行使がなされていることには変わりはないが、再生債務者を交えた3者間の状況如何で訴訟の実相は異なったものになってくる。訴訟参加の性質、訴訟物の理解、必要的共同訴訟の規律の準用の意味、等多くの論点がある。

3 役員責任追及と倒産手続

役員責任追及も債務者サイドの過去の行動を問題とし、損害賠償を確保することで債権者に資するという意味で否認権と共通するところがあるが、違いも少なくない。まず、ここでの債務者は法人に限定され、その具体的運営に当たってきた役員行動を問うというもので、この場合、わが国の倒産法には固有の責任根拠規定が存在していないので、問題になるのはあくまで法人根拠法による責任規定ということになる(株式会社で言えば会社法。以下では代表例であるこれを念頭におく)。したがって、詐害行為取消権と否認権の関係に関するよ

8) 徳田・前掲注7) 345頁、山本・前掲注7) 796頁、松下・前掲注7) 180頁、園尾隆司=小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』(弘文堂、2013年)739頁〔齋藤善人〕、山本克己ほか編『新基本法コンメンタール民事再生法』(日本評論社、2015年)145頁〔服部敬〕。

うな問題はここには存在しない。ただ、倒産法においては、役員の実体責任追及に関する特別な手続規定が整備されていて、管財人選任事件であれば管財人がそれを利用するため、若干似たような問題が現れることになる。つまり、会社法による平時の実体責任追及と倒産法による非常時の責任追及手続のコントラストである（後者は手続規定にすぎず、コントラストは擬似的なものである）。

役員の実体責任追及に関する特別な手続とは、①役員の実体に対する保全処分（民再142条）、②損害賠償請求権の査定申立て（民再143条）、③査定の裁判に対する異議の訴え（民再144～147条）という一連のもので、民事再生法に限らずこれ自体は倒産4法でほぼ共通する。しかし、D.I.P.方式の再生手続に特有の状況がここで想定されている。それは、管財人が選任されていない場合には、再生債権者もこの査定の申立てができるとされている点であるが（民再143条2項）、そこには否認権行使に見られる監督委員の権限付与といった構成は採用されていない。

ここに現れた再生債権者の権限がかなり特殊なものであることは既に別稿で述べる機会があった⁹⁾。本来、倒産手続が開始されると債権者は個別的な権利行使は禁止され集团的規律に服するのであるから、査定申立てをする再生債権者は、決して自己利益実現のためにそれをするのではなく、債権者全体を代表する存在としてこれに当ると解さなければならず、異議の訴えで訴訟になれば法定訴訟担当ということになろう。しかし、これはかなり不思議なものである。というのも、平時に債権者は詐害行為取消権を持っているにもかかわらず、非常時には管財人又は監督委員が否認権を行使するため、債権者の取消権は行使の余地が否定されているのに、役員の実体責任追及では債権者が乗り出せるというのである。これはどこに由来するのか。役員責任に関する実体規定に由来するのであるが、ストレートに債権者の査定申立権に繋がっているわけではない。

役員の実体責任を問う際の実体的根拠は、株式会社で言えば、会社法423条ということになる。これは、平時であれば、被害を受けた会社自体が問題のあった特定の役員を相手に責任を追及することになり、必要に応じ訴訟を提起するというものである。ところが、この場合、現実ベースでみると追及する側とされる側が人物としてオーバーラップしている関係でややもすると追及は怠られが

9) 佐藤・前掲注3) NBL1141号41頁。

ちになることが否めない¹⁰⁾。それゆえ、株主がこの責任追及の主導権を握る制度が認められている(会社847条以下の「株主代表訴訟」)。平時においては、会社が受けた損害は最終的に株主に影響するものであるため、株主にそれを是正する途を開いたものである。その場合の株主は、当該株主の個人的な利害で責任追及訴訟を進行するという要素は少なく、会社に代位ないしは株主全体を代表する立場にあると説明される。また、他の株主や会社自体がこの訴訟に参加するための特別規定も存在する(会社849条)。そして、注意すべきは、責任追及訴訟が株主と取締役の間で係属中に会社が倒産手続開始に至った場合の帰趨として、当該訴訟は中断・受継の規律に服すると解されていること¹¹⁾、そして倒産手続開始後は株主が新規に代表訴訟を提起することができないと解されていることである¹²⁾。議論的になっているのはもっぱら株主による役員
の責任追及に関してであって、債権者は出てこないように見受けられる。

しかし、ここで役員
の責任追及と債権者の関係について忘れてはならない問題がある。それは、役員
の責任追及として実務を賑わしているのが、会社法423条に基づく取締役の会社に対する責任ではなく、会社法429条に基づく第三者に対する責任であるという現実である。特に、これは従来から、倒産した会社の債権者が、会社の倒産手続とは関係なしに、取締役の責任を追及することで直接的に損害の回復を図りうるものとして広く利用されていた。これについては、会社の倒産手続と関連づけた規律の必要性も説かれているが¹³⁾、現在も倒産手続の影響は一般に否定されている¹⁴⁾。会社が倒産手続になっても

10) 会社が民事訴訟を提起する場合、責任追及訴訟に限らず、会社を代表するのは、原則として代表取締役であるが(会社349条4項)、代表取締役が被告となることもあり、会社と役員
の訴訟で会社を代表する者は、会社の形態によって異なってくる。

11) 株式会社
が破産した事例で、東京地決平成12・1・27金判1120号58頁。ただし、信用協同組合につき金融整理管財人が選任されても組合員による代表訴訟権限には影響がないとされている。最判平成15・6・12民集57巻6号640頁。この最判については、佐藤鉄男「判批」民商129巻2号240頁。

12) 大阪高判平成元・10・26判タ711号253頁(更生)、東京地判平成7・11・30判タ914号249頁(破産)。再生手続との関係での公表裁判例はなく、議論の余地がある。伊藤眞「株主代表訴訟の外延と倒産手続との交錯」同『民事司法の地平に向かって——古稀後著作集』(商事法務、2021年)231頁〔初出2016年〕。

13) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』(有斐閣、2022年)456頁、同『会社更生法・特別清算法』(有斐閣、2020年)339頁、江頭憲治郎『株式会社法〔第8版〕』(有斐閣、2021年)535頁。

14) 東京地判平成21・3・27金判1322号61頁。野上誠一『判例法理から読み解く裁判実務 取

債権者が個別に取締役の責任を追及できるという状況は、一見すると、D.I.P.方式の再生手続における再生債権者の役員責任の査定申立権に繋がっているように思えなくもない。しかし、そのような関係にはない。この点は、NBL1141号の拙稿でも触れたが、査定申立権で追及しうる役員責任の実体法的根拠は、会社法423条に基づく会社に対する責任であって、429条の第三者責任ではない。ただし、問題となる行為自体は423条と429条は重なる可能性があるが、査定申立てによって問う責任は会社に対するものであり、したがって、その成果たる損害賠償金は再生債務者財産に帰属することになる。再生手続開始の影響を受けない429条責任が存在する中で、あえて査定申立てをする再生債権者がどれほど現れるのか疑問が湧く。この点は、後に述べるとして、再生債権者が査定申立てをした場合のことを次に確認しておこう。

4 再生債権者による役員責任査定申立て

ここでの査定申立ては、株式会社の場合は会社法423条を実体法上の根拠とするものであり、訴訟によるよりも決定手続により迅速に損害賠償を獲得し再生債務者会社の財産を殖やすことを目的とする。つまり、再生債権者にとっての責任財産を確保するという実質的利害に由来した権限という位置づけのものである。しかし、個別の再生債権者の利害に基づくものではなく、管財人や再生債務者自身が申し立てる場合と同じで、責任財産となる会社財産というワンクッションをおいての利害関係である。そのため、仮にある再生債権者が査定申立てをするに際しても、申立ての方式、審理、異議の訴えについて特別扱いはされていない。査定申立て、異議の訴えに臨むには、相当の覚悟と情報が必要で、再生債権者にとって事実上のハードルは高いと言える。それゆえ、否認権行使に準じて、監督委員に査定申立権限を付与すべきではないかとの立法提言を試みたいと考えるものであるが、規定されている債権者申立てがどうなるか確認しておこう。

管財人が選任されていない場合における再生債権者というのが条件である（民143条2項）。債権額や債権者委員会の構成員であることといったことも問われてはいないが、制度目的との関係で債権者全体を代表するに適した債権者がそこに現れてほしいと考えるが、そこは全くブランクである。

「締役の責任」〔第一法規、2022年〕238頁。

再生債権者に申立権がある関係で、役員責任追及に関して民事再生法特有の規律となっているのは、必要的共同訴訟の規律が準用されている点である(民再146条2項)¹⁵⁾。その意味するところは、次のようなものである。すなわち、役員責任追及のための査定申立ては、管財人が選任されていない場合、再生債権者であれば特別な条件なしに認められている。したがって、複数の債権者が個別に申立てをすることもあるし、D.I.P.方式の再生債務者が申し立てている場合であれば、さらに債権者が申し立てることも可能である¹⁶⁾。査定段階において申立てが競合した場合の扱いは、必ずしも明確ではないが、査定決定が出た後の異議の訴えが数個同時係属した場合について明文規定があり、これは再生債権者にも査定申立権を認めた再生手続固有のものである(民再146条2項)。それによると、数個同時に係属する異議の訴えについては、弁論及び裁判を併合することとし、必要的共同訴訟に関する民事訴訟法40条1項から3項までの規定が準用される扱いである。複数の申立権者がいても解決すべき役員責任問題は特定されている限り1個であり合一確定を確保するためである¹⁷⁾。

このように役員責任追及に関する債権者の申立権は、言わば経営権が温存されるD.I.P.方式の再生手続にあって、かなり特殊な立ち位置にあるものであることがわかる。頻繁に利用されている実態にもないようで、経営権を持ち続ける再生債務者に対する牽制球なのかもしれない。あるいは、会社が倒産手続に入った後も自由に行使できる会社法429条の権利がここに姿を変えて現れたようにも見える。

いずれにしても、論理必然的な制度ではないことは確かであり、立法論とし

15) 破産、会社更生、特別清算における役員責任査定決定に対する異議の訴えに関してはこの種の規定が存在しない。もっとも、債権査定に対する異議の訴えでは、再生の場合も個々の債権者に権限がある関係で必要的共同訴訟の規律が存在する(民再106条6項)。

16) これは、再生債務者による査定申立てに馴れ合いの疑念を感じたような場合である。本来、会社に属する損害賠償請求権なので再生債務者会社が査定申立てをしている限り債権者がわざわざ乗り出す意味はほとんどないはずである。

17) 役員側が複数の査定決定につき、役員別に複数の異議の訴えが係属した場合には、必ずしも合一確定の必要はなく、現に、そごう事件では、査定手続では一括判断されたのが(東京地判平成12・12・8商商1111号40頁)、異議審では3つに分離裁判された(東京地判平成17・6・14判時1921号136頁、東京地判平成16・9・28判時1886号111頁、東京地判平成16・10・12判時1886号111頁、後二者は別事件であるが一緒に掲載)。山本克己ほか編・前掲注8)『新基本法コンメンタール民事再生法』367頁〔松下淳一〕。

て別の可能性を探ることを妨げるものではないであろう。少し他国の制度、具体的にはドイツの例を見て視野を広げてみたい。

Ⅲ ドイツの自己管理における否認権と責任追及

わが国の旧倒産法制の立法や解釈に影響を与えてきた破産法（Konkursordnung）及び和議法（Vergleichsordnung）を統合し1994年に制定され1999年から施行されているのが現在のドイツ倒産法（Insolvenzordnung 以下では、InsO）である。現在に至るまでに改正された点も多くあるが、ここで扱う事項については基本的に変わっていない。

取り上げたいのは、導入時も導入後も評価が分かれつつも制度としては定着している、ドイツ式のD.I.P.型手続である自己管理手続（Eigenverwaltung）である。すなわち、裁判所によって選任される監督人（Sachwalter）の監視の下で、債務者が財産の管理処分権を失うことなく手続を進めるというものであり、アメリカ倒産法の第11章から示唆を受けて導入された¹⁸⁾。

この場合、債務者に代わって管理処分権を掌握する管財人（Insolvenzverwalter）は存在しないのであるから、当然、債務者の手続開始前の行為を厳しく問うことになる否認権や責任追及を誰が担うかが問題になる。手続開始時までに債務者の管理体制が刷新されていて、破綻を導いた旧経営陣が既に退任している場合は、自己管理だからといって当然に過去の行為の見直しが甘くなるとは限らない。しかし、経営権の温存がこの制度のポイントなので、管理体制は従前どおりであることが基本となる。そこで、ドイツでは、裁判所が、債務者の経済状況の調査、業務遂行の監視をする監督人が選任される扱いとされた（§274 InsO）。つまり、管財人のように全面的に管理処分権を掌握して手続を担うものではないが、債務者が受けた全体損害（Gesamtschaden）の賠償請求（§§92 f. InsO）と否認権（Anfechtungsrecht）（§§129 bis 147 InsO）に関しては、監督人の権限とされているのである（§280 InsO）。つま

18) 自己管理手続については、佐藤鉄男「経営権温存型倒産手続の法政策的検討——ドイツ自己管理手続からの示唆」同志社政策科学研究1巻（1999年）38頁、玉井裕貴「ドイツ倒産法における自己管理手続の展開と『D.I.P.型』再建手続定着への模索」佐藤鉄男=中西正編『倒産処理プレーヤーの役割』（民事法研究会、2017年）387頁。

り、債務者自身にこれらの権限行使を委ねることは得策ではないとみて、これらの権限を行使する限りでは監督人は踏み込んだ形で事件に関与することになる。

これは、日本の監督委員のように特定の行為についてアドホックに否認権行使権限が付与されるものでなく、監督人の権限として法定されたものである。これらの権限を行使する場合においては、監督人は管財人と同じ立場に立つので、民事再生法 138 条のような特別な訴訟参加が想定されることもない。また、民事再生法 143 条 2 項のように債権者に権限行使の可能性を開くこともしていない。

もっとも、監督人が行使するのは、全体損害の賠償に限られていることについては注意が必要であろう。これは、債務者会社の役員らの行為によって会社財産が損害を受けて減少したとか¹⁹⁾、あるいは前任の管財人に注意義務違反があって、債権者全員に配当率の低下という影響が現れた場合に²⁰⁾、これを全体損害とし、管財人（自己管理の場合は監督人）に行使させることで、債権者間の競争を回避し平等の確保に資することを狙ったものである²¹⁾。したがって、たとえば、債務超過を隠して取込み詐欺的な行為で特定の債権者のみが損害を被った場合は、個別損害の扱いとなり、全体損害の規律には服さない。また、法人格のない団体、株式合資会社（Kommanditgesellschaft auf Aktien）が倒産手続に入った場合も、その社員の個人責任を問う際には全体損害の規律に準じた扱いとされ（§ 93 InsO）、管財人、自己管理の場合は監督人によって追及がなされることになる。

監督人がここに法定された権限を行使する限りでは、管財人と同様の法的地位に立つと解され、日本の監督委員の否認権行使との関係で出てくる訴訟参加といった複雑な問題は想定されていない。もっとも、ドイツにおいては、この自己管理手続そのものが必ずしも十分に機能していないという実情がある。

19) ドイツでは債務者が債務超過となった場合に速やかに倒産手続の開始申立てをすることが義務づけられていて（§ 15a InsO）、これを怠る間に債務者の財産が減少した場合、債権者の配当割合の一律低下がもたらされると考える。

20) 破産管財人の義務違反の処理との関係で、ドイツの制度を紹介したものとして、谷口哲也「破産管財人の全体的損害賠償責任に関する序論的考察」京女法学 20 号（2021 年）9 頁。

21) Reinhard Bork, Gesamt (schadens) liquidation im Insolvenzverfahren, Kölner Schrift zur Insolvenzordnung, 3.Aufl., ZAP Verlag, 2009, 1021ff.

Ⅳ 監督委員による役員責任追及権限の付与とその展開

本稿の主眼は、否認権行使の扱いに準じて、監督委員に役員責任の追及権限（保全、査定、異議の訴え）を与えることを立法論として提言するものである。合わせて、管財人が選任されていない場合の再生債権者の査定申立権限は、前述したように必然的に出てくるものではないと思われるので削除してよいと考える。以下、監督委員による役員責任の追及をめぐる構造や可能性について、項目を分けて論じてみたい。

Ⅰ 権限の法定か特別権限か

監督委員の選任が再生手続の基本型となっている現状を前提にするなら、責任追及のための査定申立権を監督委員の当然の権限として法定することも考えられる。しかし、否認権が法定の権限ではなく、アドホックに特別権限として付与される方式で来ているところ、いきなり役員責任の追及だけ監督委員の法定権限とするのはおかしいだろう。ドイツの監督人のように、この際、両方とも当然の権限とするのも1つの手ではあるが、そうすると、監督委員の性質を変える可能性も出てくるので、むしろ再生手続における担い手としての監督委員そのものの見直しとして検討すべき問題であろう。したがって、当面、否認権に準じ、役員の実体責任追及も特別な権限として、裁判所によって付与される扱いとしてスタートさせたい。したがって、基本的に会社法423条が責任の根拠規定であるので、おそらく、①どの役員につき、②どんな任務懈怠があったのか、を特定し権限が付与されることになるとと思われる。前述したとおり、わが国では、倒産法固有の債務者会社役員の実体的規定はおかれておらず、査定手続による簡易迅速な責任追及方法という手続特則がおかれているのみである。民再143条2項の再生債権者の査定申立権は、平時の会社債権者には認められているとは理解されていない責任追及権限が、D.I.P.方式の再生手続において（訴訟ではなく）査定手続を利用する分にはOKであるという、いささか（少なくとも私にとっては）奇異な感じを受けるものであった。監督委員に役員責任の追及権限が付与される場合、それは会社に本来的に帰属している権限が、再生手続の機関として裁判所によって選任された存在であることを前提に、特別に付与されるというものである。権限付与の段階で査定による決着を

想定していることが多いと思われるが、当初から役員からの異議の訴えが予想される場合もありえよう。したがって、査定申立てによるのではなく、役員の責任追及権限が監督委員に付与される場合は、訴訟によって責任追及することも可能である含みになるとと思われる。

2 監督委員による役員の責任追及権限の意味

監督委員が役員の責任追及権限を与えられ行使に乗り出す場合、管財人選任事件において管財人がそうするのと同じものなのかどうか、そこからまず検討を要する。

実は、監督委員に役員責任の追及権限を付与する場面というのは具体的に役員の任務懈怠を見定めている場合なので、それは管財人選任がふさわしい事案である可能性もある。管財人が選任されれば、監督委員は出てくる余地はないわけだが、問題の経営陣が退陣し新経営陣で再生手続に臨んでいるような場合は、D.I.P.方式に監督委員というパターンでも良いので、この問題を考える余地がある。つまり、責任追及権限を付与されたとしても、監督委員は全面的に管理処分権をもつ管財人とは異なった存在であることには変わりがないので、つまり、否認権の場合と同様に、再生債務者と監督委員で管理処分権が分属している状態にあると考えるべきことになろう。つまり、再生債務者会社の権限に全面的に取って代わっているのではないので、民事再生法の142条から147条の規定はそのまま監督委員にも妥当するとともに、再生債権者については削除されるが、再生債務者がここから消えるわけではない²²⁾。

査定による場合であれ、訴訟による場合であれ、責任追及の根拠は会社法423条ということになるので、監督委員に責任追及の特別権限が付与された場合の再生債務者との関係が当然問題になってくる。おそらく、D.I.P.たる再生債務者において当初から役員の責任追及の意向を表明しているような場合は、そもそも監督委員に責任追及の特別権限を付与する必要性は少ないと思われる(ゼロではないことはこの後に述べる)。143条2項の再生債権者による査定申立権は、D.I.P.方式では役員の責任追及が怠られがちになるのをカバーしようというものであり、監督委員による責任追及は言わばそれに代わるものになる。

22) 143条2項の再生債権者の権限は削除されるが、個々の再生債権者に査定申立権があることに由来していると思われる146条2項は別の意味で生き残ると考える。注24参照。

しかし、それは、管理処分権を掌握した管財人が役員の責任追及に乗り出すのとは違う。むしろ、役員の責任追及をめぐる関係者間で意見が分かれている状況の下でこそ意義をもつものと思われる。それを前提に、役員の責任追及場面での関係者の位置づけを詰める必要がある。

3 役員の責任追及をめぐる訴訟参加と共同訴訟

監督委員の否認権行使をめぐることは、訴訟関係、特に訴訟参加をめぐる理論的に難しい問題が生じていた。それは監督委員の性質ゆえに避けられないものであったため、役員の責任追及権限を付与した場合も似た問題が生じざるを得ない。

まず、監督委員が役員の責任追及に乗り出し訴訟を提起した場合から考えよう。否認権行使の権限を付与された場合と同様にそのために必要な財産の管理処分はできる扱いとされることになったとしても（民再56条2項参照）、再生債務者財産の管理処分権を完全に掌握する管財人とは異なるので、再生債務者を完全に背後に押しつけることはできない。したがって、監督委員がする責任追及のための手続（訴訟、査定申立て、異議の訴え）に、再生債務者は参加することができる扱いとすべきであろう（民再138条2項参照）。もっとも、その場合の再生債務者の参加の動機は単純なものではなく、事案次第で区々に分かれると思われるので、共同訴訟人であったり、当事者の一方を補助するためであったり、参加形態はオープンとしておきたい²³⁾。すなわち、当初は責任追及に積極的ではなかった再生債務者が、その後に考えを改めたような場合は、共同訴訟人として、ないしは監督委員を補助する意味での参加を欲するであろうし、逆に、責任追及はすべきではないとしてかえって役員を勝訴させるべくその補助を欲する場合もあり、そこは柔軟に考えてよいだろう。

次に、再生債務者自身が責任追及に乗り出している場合はどうか、この場合は、監督委員にあえてその権限を付与する必要はないはずであるが、ここは馴れ合い的な決着のおそれが潜む場面でもある。したがって、既に再生債務者と役員との間で責任追及のための手続が係属している場合に、監督委員が牽制の意味でそこに訴訟参加できるものとすべきであろう。

23) その訴訟参加は、会社法849条に定められた、責任追及等の訴えにおける訴訟参加とその趣旨を同じくするものになると考えられる。

役員の実任追及をめぐることは、特定の役員の実任の任務懈怠に関する限り、その手続的決着は関係者の間では画一でなければなるまい。仮に、選択された参加形態が補助参加であっても、役員の実任の裁判は参加的効力に止まらず、合一的に確定されるべきものとなる。したがって、その必要的共同訴訟の規律(民訴40条1~3項)が妥当する扱いとなり、民事再生法146条2項はそのまま活用してよいと考える²⁴⁾。この点は、再生債務者、監督委員、それぞれに責任追及と権限があり、当然に必要な共同訴訟の規律でなければならないというものではないものの、その扱いとするという意味になる。また、株主の代表訴訟だと弁論や裁判の併合の規定は設けられていないが、それに馴染むものと思われるので、その規定はむしろ望ましいと思われる²⁵⁾。

4 役員の実任追及と和解

役員の実任はもちろん厳格に追及されるべきものであるが、それ自体コストもエネルギーも要する。また、責任は重大でも役員の実力という現実的な問題もある。したがって、責任追及の手続に及んだ以上必ず裁判まで要するという性質のものではなく、和解も可能と考える。会社法は責任追及等の訴えについて、和解に関する特則を設けており(会社850条)、ここでもその例によることになる。それによると、取締役の実任免除規定(会社424条、462条3項)は適用除外となっている。ここで注意しなければならないのは、監督委員が責任追及している場合における和解である。監督委員は再生債務者財産に関する全面的な管理処分権を有する存在ではないので、特則にある和解への債務者会社の関与を省略するわけには行かない。つまり、会社に和解内容を通知し、それに異議がある場合は2週間以内に異議を述べる旨を和解裁判所は催告し(会社850条2項)、その期間内に書面による異議が述べられなかったときは承認したものとみなされる(会社850条3項)。そうすることによって、和解調書は関係者間で確定判決と同一の効力が確保されることになる。

24) 民再146条2項は、基本的に個々の再生債権者に査定申立権がある関係で、異議の訴えが複数同時に係属する可能性があることに由来するものであり、破産法180条、会社更生法102条には同種の規定が存在しない。

25) 会社法では、会社の組織に関する訴えに係る訴訟については弁論及び裁判の併合の規定が置かれているが(837条)、責任追及等の訴えについては存在しない。併合を良しとするものとして、野上・前掲注14)442頁。

これに対し、再生債務者が主導して責任追及手続で、監督委員が共同訴訟ないし補助参加している場合はどうか。この場合は、管理処分権を有している再生債務者による和解で当然の制約はないのであるが、馴れ合いを牽制する意味で監督委員が関係しているのであるから、監督委員に和解内容を事前に通知し異議の有無を確認することが望ましいと考える。

V 特命係監督委員

以上、監督委員に、否認権行使の特別権限に加え、役員の実任追及権限を付与する可能性について述べてきた。それは、ドイツの自己管理手続における監督人に同種の2権限が法定されている例もあり、無茶な立法論でもないだろう。しかし、これらの権限付与が常態化すれば、監督委員の位置づけが変わってこないとも限らない。そこで、監督委員制度の見直しの際の1つの可能性として、少し考えておきたい。

現在は、監督委員は、事件毎に適任者が選任され、否認権そして本稿で述べた役員の実任追及権限も、対象を限定してアドホックに特命権限として付与される扱いが想定されている。これが制度の活性化に資するかどうかは必ずしも予想がつかない。しかし、たとえば、否認権行使、役員実任追及の特命権限を倒産処理実務で実績のある弁護士に集中して託すような運用が考えられなくもない。一種の倒産オンブズマンのようなイメージである。これは、現在は落ち着いているが、ひと頃わが国でも金融機関の破綻が相次いだ際に、その処理に当たった預金保険機構、整理回収機構が、その業務の一環として、破綻金融機関の旧経営者の責任追及を積極的に行った事が参考になる²⁶⁾。きっかけ次第で、制度が活性化することもありえよう。

VI 終わりに

以上、貝瀬幸雄先生の退職記念号に寄稿するには質も量もふさわしいものではないが、小さいながらも私にとって年来のテーマである取締役倒産責任に連

26) たとえば、整理回収機構のウェブサイトでは、破綻金融機関の責任追及例130件の一覧表を公表しているが、多くは会社法423条に対応する責任である。

なる問題について考えてみた²⁷⁾。管財人が非選任の場合に再生債権者に役員
の責任追及の査定申立権があるとする民事再生法143条2項は不可解な規定で
あり、これを削除して、否認権の行使権限に準じて、監督委員に特命権限とし
て付与してはどうか、と提言するものである。大方のご批判を受け、さらに考
える機会があれば幸いである。

27) 貝瀬幸雄先生とは、研究室における修行や在外研究（ドイツ）の時期が重なっており、石黒一憲ほか『国際金融倒産』（経済法令研究会、1995年）で共著の機会があった。現在の貝瀬教授の研究の重点が比較法にあることを承知しつつも、私はこれまでの関心で本記念号に臨んだ次第である。